

(サポートサービス業務の遂行場所)

第5条

乙は、サポートサービス業務を円滑且つ迅速的確に遂行するため、甲の指定する場所において執務するものとする。

(施設・備品等の提供)

第6条

乙が甲の指定する場所において業務遂行に必要な施設・資材・備品及び、消耗品等は甲の負担で乙に提供するものとする。

乙は、サポートサービス業務契約満了後、甲により提供された物品を消耗したものを除き、甲に返却するものとする。

(管理者としての責任)

第7条

乙は、乙の担当者を指揮監督するとともに、労務管理上の責任、本サポートサービス業務契約に関する作業上の責任等すべての法律上の責任を負うものとする。

(財産権等の帰属)

第8条

本契約の提供業務に基づき作成されるプログラム等（以下成果物という）及び開発資料に関する所有権、著作権、工業所有権等その他の権利は乙に帰属するものとする。但し、乙は甲に対して、永久に使用权を認めるものとする。甲は乙の許可なくしてこれらの権利を行使してはならない。また、甲は成果物に関する著作者人格権を行使してはならない。

(機密保護)

第9条

1. 乙は本サポートサービス業務により得られた知識及び技術（アイデア・ノウハウ等）や、甲又は甲の顧客に関する資料、知識、機密事項等を甲の許可なく第三者に開示又は漏洩してはならない。乙は甲の許可なく資料の全部或いは一部を複製又は転記してはならない。又、乙は甲の許可を得て複製又は転記したものについても、サポートサービス業務契約満了後は必ず甲に返却するものとする。
2. 本条項の規定は、この契約の有効期間のみならず、失効後も同様とする。

(成果物等の検収)

第10条

1. 乙が依頼された提供業務を完成した時は、速やかに甲に報告し、乙の立ち会いの上、甲の検査を受けるものとする。検査の結果、成果物が甲の仕様書に基づき、甲の指定したコンピュータ機能に合致するものであると甲が認めた時、乙は成果物を甲に納入したものとする。
2. 甲は検査の結果、必要と認めた時は乙に対して成果物の補修を求めるものとし、乙は甲と協議の上、必要と認めた時は速やかに補修し、再度検査を受けるものとする。
3. 甲が、甲の責に帰さざる理由により、検査期間内に成果物の検査を行えない場合は、甲及び乙は協議の上改めて、検査期間を定めるものとする。

(成果物の補償)

第11条

1. 乙が甲に成果物等を納入した後、成果物等が次のいずれかに該当した場合には、無償でこれを補修する責を負うものとする。
 - a. 甲の指示した仕様書の条件で作成されなかったとき。
 - b. 甲の指示したテスト若しくはチェックがなされていなかったとき。
 - c. その他、甲及び乙間で良識に基づき補修の必要性を認めたとき。
2. 前項のいずれかにより、甲の業務に支障を生じたときは、乙は甲の指示に従い速やかにその回復に努めなければならない。
3. 成果物等の補償期間は、最終検収完了後二カ月間とする。

(損害賠償)

第12条

乙は本サポートサービス業務の実施にあたり、乙の故意又は重大な過失により、次のいずれかに該当する損害を甲に与えた場合、甲は乙に対し損害の請求をするものとする。但し、損害賠償の限度額は基本契約料又は提供業務の受注金額とする。

- a. サポートサービス業務の全部又は一部が履行されないとき。
- b. 甲のIT機器及び備品等に損害を与えたとき、又は甲の資材を著しく浪費したとき。
- c. 依頼された成果物等を甲の指示条件に反して開発し、甲に重大な支障若しくは損害を与えたとき。
- d. 第9条の定めを反し機密を漏洩し、これにより甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第13条

甲又は乙が次のいずれかに該当した場合は、契約期間中といえども、本契約の全部又は一部を一方の通告をもって解約する事ができるものとする。

- a. 故意又は過失により相手方に重大な損害を与えたとき。
- b. 正当な理由なしに契約の履行を怠ったとき。
- c. 第9条の規定に反し、甲に重大な損害を与えたとき。
- d. 本契約の条項に明らかに違背したとき。
- e. 審議、誠実の原則に違背し、又は逸脱した行為をなしたとき。
- f. 営業権の全部又は一部を第三者に譲渡したとき。
- g. 他の債権者より仮差押え、仮処分等を受けたとき。
- h. 手形又は小切手の不渡り処分を受けたとき。

(契約の変更・解約)

第14条

この契約の変更若しくは解約を要する場合は、甲、乙いずれか一方が少なくとも一カ月前に書面にて相手方に申請した上、甲及び乙の協議の上行うものとする。

(協議解決)

第15条

この契約に定めない事項又は、この契約の解釈に疑問を生じた場合、甲及び乙は誠意をもって協議し、解決するものとする。

(基本業務の契約期間・更新)

第16条

1. 本契約は平成〇〇年〇〇月〇〇日から一年間とする。但し、期間満了の一カ月前までに甲乙いずれからも文書による申し出がないときは、さらに一年間これを延長するものとする。
2. 甲は基本業務の年間契約料として¥〇〇〇,〇〇〇円(税別)を契約日の前月月末までに現金(振り込み)又は小切手にて乙に支払うものとする。

以上契約の証として、本契約書を2通作成の上、甲乙各々1通を保有するものとする。